

Title	〔商法三三〕支払地外の支払場所の記載と右支払場所になした呈示の効力 (昭和三五年九月一六日東京地裁判決)
Sub Title	
Author	阪埜, 光男(Banno, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.9 (1963. 9) ,p.75- 80
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630915-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 三三三〕 支払地外の支払場所の記載と右支払場所になした呈示の効力

（昭和三五年九月一六日東京地裁判決
昭和三五年（ワ）第九六〇号約束手形金請求事件）
下級民集一―卷九号一九二―頁

【判示事項】 支払地外の支払場所は支払場所としての効力を欠くが、その支払場所に手形所持人が支払いのための呈示をなした場合、振出人からはその無効が主張できない。

【参照条文】 手形法四条、同三八条、同七七条二項

【事実】 被告Y会社は訴外A会社の代表取締役訴外Bに頼まれ、同会社に金融を得させる目的で、金額二〇万円、満期昭和三四年一月一五日、支払地東京都中央区、支払場所株式会社三和銀行日比谷支店、振出地東京都港区、振出日昭和三四年八月二四日と記載し、受取人欄だけを白地にした本件約束手形を受取人欄の補充権を与えて振出し、右Bに交付した。Bは、受取人欄を適宜補充して右手形を割引してもらうことを頼んで、訴外Cに渡したところ、Cは受取人欄を自己の氏名をもつて補充したうえ、右手形に白地裏書をして原告Xに割引してもらった。Xは、法定の呈示期間内に右手形

を支払場所に呈示して手形金の支払を求めたが、支払を拒絶されたので、Yに対し右手形金およびその完済に至るまでの遅延損害金の支払を求めたのが本件である。

Xは、本件手形の支払地東京都中央区は東京都千代田区の誤記である。仮にそうでないとしても、支払場所は手形の絶対的記載要件でないから、支払地の記載がある以上、支払地の記載と支払場所の記載間の不整合は、手形の無効をきたすものではないと主張した。

これに対し、Yは、抗弁として、右手形に支払場所とある株式会社三和銀行日比谷支店は東京都千代田区内にあり、右手形の支払地東京都中央区はBまたはCがYの意思に反して書きこんだのである。このような手形は無効であると主張した。

【判旨】 Xの請求認容。

裁判所は、Yの主張する「右手形の支払地はBまたはCがYの意

思に反して記載した」という事実を認めず、右手形の支払地の記載をなした者はYであるという事実認定のもとに次のように判示した。

一、「右手形には、支払地として東京都中央区と、支払場所として株式会社三和銀行日比谷支店と記載してある。この株式会社三和銀行日比谷支店が東京都千代田区にあるとしても、支払場所（いわゆる支払担当者）の記載は手形の必要的記載事項でないから、右の不整合は右手形を無効ならしめるものでない。」

二、「支払地内にはない支払場所は支払場所としての効力を欠くものであるが、その支払場所銀行に手形所持人が支払いのための呈示をした場合、振出人からは、みずから定めた支払場所への呈示をもつて無効であると主張することはできないものと解するのが相当である（右支払場所への呈示はむしろ振出人の便宜に適するものである。）」

【評釈】 判旨第一点は正当、第二点は疑問である。

一、判旨第一点について

約束手形において、支払は、手形に記載された支払地内における振出人の営業所、これがないときは住所においてなすが原則であるが、振出人の営業所または住所が支払地内にある場合（他地払手形）には、それでは支払が不可能となるし、また、振出人の営業所または住所が支払地内にある場合（同地払手形）にも、第三者方（例えば取引銀行）で支払う方が振出人にとつて便宜である場合が

ある。そのため、法は、「第三者ノ住所ニ於テ支払フベキ」旨を手形に記載することを認めている（手形法七七条、二項・四条）。

「第三者ノ住所ニ於テ支払フベキモノ」とは、振出人自身が記載の第三者の住所で支払をなす場合（支払場所）のほか、第三者がその住所で振出人のために支払をなす場合（支払担当者）をも含むと解されており、手形上の記載がそのいずれの意味であるかは、その記載の内容が、たんに場所の表示にすぎないか、または、人を表示するものと認められるかによつて決定すべきであつて、たとい支払場所として記載されていても、そのような形式でなくその内容によるべきである（鈴木・手形法小）。判例は、本件のように支払場所として某銀行某支店という記載がある場合は、支払場所と支払担当者の双方の記載がなされているものと解し、右銀行が右支店において支払をなすべき趣旨と解すべきであるとしている（九民集一七巻二七〇頁）。

手形法が支払地の記載を手形要件として要求しているのは（手形法四）、手形上の行為をなすべき場所を確定する手段を与えるためであるから、支払場所は支払地内に定められなければならない。それ故、支払地内にはない支払場所の記載は無効である。これ、学説の一

般に認めるところであり（竹田・手形法小切手法九一頁、鈴木・前掲一九五頁、小切手法講）、判例もこの旨を一貫して判示してきている（東京地判明治四〇年九三頁、大判昭和九・七・二五法學四巻八五頁）。しかし、支払場所の記載は手形要件ではないから、支払場所の記載の無効は手形自体の効力には影響を与えないこと当然であつて、この旨を判示している判例は多い（東京控判明治四二・二・二七最近四四巻八一頁、東京地判昭和四一・一・二二新報二〇四号三三頁、大判昭和九・一・三〇法學三巻六七頁など）。従

つて、本件において、支払場所としての株式会社三和銀行日比谷支店が、東京都千代田区に存在し、手形上支払地として記載された東京都中央区に存在しなくても、支払場所の記載は手形の必要的記載事項でないから、支払地と支払場所との右の不整合は右手形を無効ならしめるものでないと判示した判旨第一点は正当である。

二、判旨第二点について

手形上に記載された支払場所が支払地内に存在しない場合、その支払場所でなした支払のための呈示の効力について、従来の判例は、右のような支払場所の記載は法律上なんらの効力を有しないと解することから、支払のための呈示については、支払場所の記載がない場合と同視して手形に記載された支払地内の振出人の営業所または住所においてこれをなすことを要し、手形に記載された支払場所へ支払のための呈示をなしても、適法な支払のための呈示があつたことにはならないものと判示してきた（東京地判明治三四・一一・二五新三・八新聞八七二号二六頁、東京地判大正三三・五一・一一新聞九五五号二五頁、同大正二二・六一・一六評諭九卷函六三三五頁、同大正一一・二二・一一新聞九七八号一〇頁など）。

ところで、本判旨は「支払地内ない支払場所は支払場所としての効力を欠く」としている点で従来の学説・判例と同じ立場をとりながらも、右の支払場所においてなした手形所持人による支払のための呈示に対し、振出人からは、みずから定めた支払場所への呈示をもつて無効であると主張することはできないと解するのが相当であると判示している。右判示の理由づけは漠然としていて明らかでないが、特に振出人からは、ことわつている点から考えて、無効なる支払場所の記載をなした振出人自身が、かかる支払場所への呈

示の無効を主張することは許されないという、いわばエラストツベルの法理ないし信義則の適用を考えているものと臆則される（大隅教授は「商法余滴——手形行為解釈の一基準——不正確な第三者方払文書の記載」〔法律時報三四卷二号六四—五頁〕の中で本件判例を引用されており、この場合いわゆる危険負担の原則（ある危険により生ずる不利益は、その危険を最も容易に防止しうる立場にある者に負担さすべしとする思想）ないし原因主義の原則（ある結果の発生について原因を与えた者に、その結果を負担さすべしとする思想）を根拠として、判決の結果を承認すべきものと説かれており、田中（昭）助教の「本件評釈（商事法務研究二六五号一七頁）」ならびに鴻助教の「本件評釈（ジュリスト二七一—九五頁）」も信義則違反に判旨の理由を求めるべきであると述べられている）。

しかし、私は、本件事案の解決に當つて、右のような理論によることが適當であつたかどうかについてはかなり疑問に思う。本判旨が、支払場所の記載が不適法であることを認めながらも、かかる支払場所への呈示が振出人との関係においては有効としているのは、その前提として、支払場所の記載が不適法であつても、その不適法な支払場所の記載をなしたのは振出人自身なのであるから、それによつて生じた不利益な結果は振出人に負担させるべきであるという思想と、手形上の争いについては、手形取引の安全の理念にもとづき、なるべく手形所持人の利益の保護を図らうとする思想とがあり、それを理論づけるために、エラストツベルの法理ないし信義則を援用したのではないかと思われる。そして、そのためには、手形の

文言証券性ないし手形外觀解釈の原則は一步後退してもやむをえないとする判旨の態度をうかがうことができる。このような判旨の立場は妥当であろうか。いうまでもなく、手形は文言証券である。手形上の権利の内容・範囲は証券上の記載によつて決定され、証券外の事由をもつて変更されえない。手形上の法律関係は、実体がどうあろうとも、手形上の記載によつて形式的に判断すべきである。そしてこのことが、一面において、手形取引の安全に役立つのである。

である。本件の場合、支払地外の支払場所の記載は無効であり、従つて、手形の所持人が満期において支払のための呈示をなすには、支払場所の記載がない場合と同様、支払地内の振出人の営業所または住所においてなすことを要し、もしその場所が知れないときは、請求をなすべき場所が知れない場合として拒絶証書を作成せしむべきであつて(拒絶証書令二)、手形記載の支払場所に呈示しても、その呈示は無効であり、振出人もその無効を主張しうると解すべきではなからうか。それを、本判旨のように、不適法な記載であつても、エスツペルの法理ないし信義則を援用することによつて、結果的には、適法な記載があつた場合と同様にみることは、手形の文言証券性を軽視しているという非難を免れないであらう。支払場所における支払のための呈示の有効・無効は、約束手形の振出人に対する関係では、本件のように、支払呈示期間内に支払のための呈示があつたのに支払がなされなかつたときは、満期以後(手形法七八条・二八条二項参照。満期当日(その休日たる)と否とを問わない)の分を含むとするのが通説・判例である(大判・大正一〇・三・五民録二七輯四

一三頁、同昭和七・二・二三民集一一卷二六〇頁、同昭和二・一〇・三〇新聞四二〇九号二二頁)。反対説(田中(耕)、手形法小切手法概論四八七頁、竹田・前掲一二七頁)訴状送達の日までの利息を請求することができるといふ点についてのみ意味をもつにすぎないことを考えるとき、一層その感を深くする。

なお、本判旨は、無効なる支払場所への呈示の効力の問題を、みずから右支払場所を定めた振出人との関係において判示したものであつて、遡求義務者との関係については一切触れていない。従来判例の大部分が本件とは異なり、手形所持人の遡求義務者に対する手形金請求が問題となつた事案であり、その際、支払地外の支払場所でなした手形所持人の支払のための呈示の効力を否定したものであるだけに、従来判例との対比において、理論的には、遡求義務者との関係をどうみるかということが問題として残される。この点について、田中(昭)助教授は本判決の趣旨から判断すれば、遡求義務者からは呈示の無効をもつて所持人に対抗できると解すべきであるという見解を示されており(田中(昭)、大隅教授も本件理論を裏書人にまで及ぼすことはできないと解されている(大隅(前)、これに対し、鴻助教授は「判旨が振出人に対する関係についてしか判示していないのは、それに限定される理論を示したというよりも、振出人の責任だけが問題となつている事案であるがゆえに、その範囲の判示ししかしなかつただけで、もし本件のようなケースが遡求の問題としておきたとしたならば、判旨と同じ理論で遡求義務者の責任を認めたとあろうと解すべきものであり、この点では、従来の多数の

判例と異なつた解決を与える趣旨のものとの評価すべきものではないかと思ふ」と述べられている(鴻・前掲九)。

思うに、裏書人等遡求義務者に対しても、無効なる支払場所の記載のある手形上に裏書等の手形行為をなした以上は、右支払場所を記載した振出人に対する判旨の理論と同一の理論を以て律すべきであり、支払場所を自分で記載したか、それとも、既に支払場所が記載されている手形上に裏書等の手形行為をなしたかということで區別されるべき理由は存在しない筈であるから、鴻助教授の見解が正しいと考へる。

三、ところで、鴻助教授は、本件について、エス・トッペルの法理ないし信義則によらずに、他の考へ方によつて解決できなかつたかという問題を提起されて、あらまし、次のような考へ方を示されている。「支払地東京都中央区、支払場所××銀行横浜支店とでもいうように、あるいは、同じく支払地東京都中央区、支払場所東京都千代田区日比谷という場合のように、手形上支払場所が支払地外にあることが一見して明白な場合なら不適法な支払場所と解することも妥当であろうが、本件のように、支払地東京都中央区、支払場所××銀行日比谷支店というような記載をしたときにまで、支払地の中央区を絶対の限定とし、支払場所が支払地外であることに変わりはないということ、その記載を無効と解さなければならぬものであるか。手形法が支払地の記載を手形要件としているのは、手形上の権利行使の場所の手懸りを与えるにあるわけだが、右のような場合には、むしろ兩者を合わせて、東京都内の日比谷を含めたある

地域、いわば日比谷附近ないし日比谷を中心とした東京都中央区辺ということ、支払地および支払場所の記載をもとに有効なものとして救うことは考えられないものであろうか。そして、そう考へるのが手形取引を含めた意味での実世界の当然もつて然るべき常識といえるのではないかと思はれる」(鴻・前掲九)。

しかし、この見解は行きすぎのように思われる。たしかに、支払地の記載は、必ずしも最小独立行政区画たるを要せず、最小独立行政区画たる地域を推知するにたるべき文字の記載があれば差し支えなく、また支払地の記載がない場合、または記載があつても、その記載が不完全な場合に、支払場所の記載があり、支払場所の記載から当然支払地を推知できるならば、適法な支払地の記載があると認めうるかと解するのが判例の趨勢である(これに因する判例の詳細についてはある約束手形の効力、本誌三五卷一〇号七〇頁参照)。

しかし、このような判例の見解が本件のように、支払地および支払場所とも、ともに完全な記載がなされており、その間に不整合がある場合にまで援用されてはならないと考へる。本件の場合、かりに支払地の記載がないか、または、あるとしても、単に東京都というような不完全な記載がなされている場合には、支払場所××銀行日比谷支店の記載とあいまつて、前記鴻助教授のような結論に至ることが出来るかもしれないが、支払地東京都中央区と完全なる記載がなされておれば、支払地の記載が手形要件となつている以上、そこに支払地限定の意味をもたせるべきであり、それを前提として支払場所の記載の適否を形式的に判断しなければならぬものと考え

る。その場合、たとえ本件のように三和銀行日比谷支店が中央区の端から三〇〇メートルしか離れていない位置にあるとしても(鴻助教授はこの事実を前記見解の理由の一つにされている)、文言証券たる手形の性質上、支払地たる東京都中央区内にはない支払場所の記載は無効と解すべきものと思われる。なお鴻助教授は、手形法の解釈については手形取引を含めた意味での実業界の当然もつて然るべき常識が重んぜられるべきことを主張され、本件約束手形のように、支払地東京都中央区、支払場所株式会社三和銀行日比谷支店と記載されている場合には、両者を合わせて、東京都内の日比谷を含めたある

地域の記載があるものと認め、支払地および支払場所の記載をともに有効なものと解することが右の常識に合致するものであるという見解を示されているが、むしろ、手形取引に関係しようとする程の者なら右手形の支払地および支払場所の記載自体からして、三和銀行日比谷支店が東京都中央区内に所在しないことを容易に知ることができる筈であり、支払地内にはない右支払場所の記載は無効と解することこそ右の常識に合致するものではないかとも思われ、この点に関する鴻助教授の見解は疑問である。(昭和三八・六・五稿)

(阪埜 光男)